

大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）の新規制基準への適合性確認に係る技術資料等提示予定

☆：技術資料提示（会合：希望） ○：まとめ資料提示（会合：希望）
 ★：技術資料提示（会合：実績） ●：まとめ資料提示（会合：実績）

大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）の新規制基準への適合性確認に係る技術資料等提示予定（2022.7.19時点）

条文	ステイタス*	補正①（希望時期）▽				補正②（希望時期）▽				許可（希望時期）▽			
		〔7月までの審査・まとめ資料を反映〕				〔9～10月までのまとめ資料を反映〕				1月 2月 3月			
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月					
第32条 炉心等	第1～3項	④		●				○					
	第4項			●				○					
第43条 試験用燃料体		④		●				○					
第19条 反応度制御系統		④		●				○					
第59条 原子炉停止系統		③		●				○					
第29条 実験設備等		④		●				○					
第13条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止		④		○				○					
第12条 安全施設		④		●				○					
第53条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	炉心損傷に至る可能性のある事故	③		●				○					
	格納容器破損に至る可能性のある事故	③		●				○					
	事故シーケンス'ループ'及び重要事故シーケンス	③		●				○					
	解析コード	③		●				○					
	ULOF	③		●				○					
	UTOP	③		●				○					
	ULOHS	③		●				○					
	LORL	③		●				○					
	PLOHS	③		●				○					
	SBO	③		●				○					
第44条 使用済燃料損傷防止措置	LF	③		●				○					
	ULOF	③		●				○					
	UTOP	③		●				○					
	ULOHS	③		●				○					
	LORL	③		●				○					
	PLOHS	③		●				○					
	SBO	③		●				○					
	LF	③		●				○					
	冷却機能喪失事故	③		●				○					
	冷却水喪失事故	③		●				○					
第45条 技術的能力	対策用資機材	③		●				○					
	対策手順及び要員	③		●				○					
	大規模損壊（大規模ナトリウム火災他）	③		●				○					
第55条 一次冷却系統設備		④		●				○					
第56条 残留熱を除去することができる設備		④		●				○					
第57条 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備		④		●				○					
第58条 計測制御系統施設		④		●				○					
第18条 安全保護回路		④		●				○					
第50条 原子炉制御室等		④		●				○					
第23条 保管廃棄施設		④		●				○					
第44条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設		④		●				○					
第60条 原子炉格納施設		④		●				○					
第7条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		④		●				○					
第10条 誤操作の防止		④		●				○					
第28条 保安電源設備		③		●				○					
第42条 外部電源を喪失した場合の対策設備等		③		●				○					
第11条 安全避難通路等		④		●				○					
第30条 通信連絡設備等		④		●				○					
第22条 放射性廃棄物の廃棄施設		④		●				○					
第24条 工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		④		●				○					
第25条 放射線からの放射線業務従事者の防護		④		●				○					
第51条 監視設備		④		●				○					
第3条 試験研究用等原子炉施設の地盤	原子炉施設の地盤（地質）	④		●				○					
	敷地周辺の地質・地質構造	②		●				○					
	地下構造	④		●				○					
	震源を特定して策定する地震動	④		●				○					
	震源を特定せず策定する地震動	④		●				○					
	基準地震動	④		●				○					
第4条 地震による損傷の防止	地盤・斜面の安定性	②		●				○					
	耐震設計方針	①	★	●				○					
	地震による津波	②		●				○					
	地震以外による津波	②		●				○					
第5条 津波による損傷の防止	基準津波	②		●				○					
	耐津波設計方針	①	★	●				○					
	竜巻	①	★	●				○					
	火山（事象評価）	②		●				○					
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	火山（耐降下火砕物設計方針）	①	★	●				○					
	外部火災	④		●				○					
	自然現象（上記除く）及び人為事象	④		●				○					
	火災防護対象機器	②		●				○					
第8条 火災による損傷の防止	一般火災	②	★	●				○					
	ナトリウム漏えい・燃焼	②		●				○					
第9条 淹水による損傷の防止		①	★	●				○					
その他	使用済燃料の処分の方法	①	★	●				○					
-	技術的能力に関する説明書	-	★	●				○					

※令和4年6月1日 第14回原子力規制委員会資料におけるステイタスを転記

注1： 審査進捗及び準備状況を踏まえ、スケジュールを変更する場合には別途相談の上、提示時期を調整させていただきたい（可能な限り前倒しでの提示に努力）。

注2： 令和4年6月1日の規制委員会資料でステイタスが④とされている項目を「網掛け」とした。

注3： 地震津波班に担当いただく（「常陽」審査チームと合同を含む。）審査については、赤字とした。